

## 免税軽油制度の延長を求める意見書

現在、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や円安等の影響により国内の物価が高騰しており、国民生活に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、特に道路を利用しない機械等の燃料として使用する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置（免税軽油制度）は、当小林市の基幹産業である農畜産業における農作業用機械や重機等、また林業・林産業の重機等も対象となっているが、この免除措置は令和6年3月末で終了となる。

近年、燃油や資材価格等の高騰、特に畜産では子牛価格の低迷など、農畜産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況であるが、軽油引取税の免除措置が打ち切られて軽油1リットル当たり32円10銭の税金が課されることになれば、生産コストを価格に転嫁することが難しい農畜産業・林業等においては、さらに農家等の経営が圧迫され、本市経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、免税軽油制度について令和6年3月31日までとなっている免除措置期間を延長するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

宮崎県小林市議会